

新潟県

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
補助金交付要綱

令和8年3月30日（一部改正）

新潟県農林水産部
地域農政推進課

目 次

新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱

新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱	1
(別 表)	7
(別 紙)	8

様 式

○ 別記第 1 号様式 (補助金交付申請書)	9
総括表	10
(様式 A) 別記第 1 号様式の別紙	11
別記第 1 号様式の関係書類	18
○ 別記第 1 号様式の 2 (補助金変更交付申請書)	19
○ 別記第 2 号様式 (補助金変更承認申請書)	20
○ 別記第 3 号様式 (事業中止 (廃止) 承認申請書)	21
○ 別記第 4 号様式 (事業遂行状況報告書)	22
○ 別記第 5 号様式 (実績報告書)	24
○ 別記第 6 号様式 (年度終了報告書)	27
○ 別記第 7 号様式 (消費税等仕入控除税額報告書)	28
○ 別記第 8 号様式 (概算払請求書)	30

新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 知事は、生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援するため、市町村等が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 取得財産等については、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業者は、取組主体に補助金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱（令和7年1月16日付け6農産第3345号。以下「交付等要綱」という。）に従うべきこと。

イ 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当す

る期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載している場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

（ア） 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

（イ） 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

ウ 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

エ 取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

オ 取組主体は、エにより売買、請負、その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付等要綱別記様式第 11 号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(10) 補助事業者は、取組主体が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

(11) 補助事業者は、第 1 項第 9 号イの規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 9 号イのただし書の場合にあっては、交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。

(12) 補助事業者は、第 1 項第 9 号ウの規定により取組主体から納付を受けた額の補助金相当額を県に納付しなければならない。

(13) 第 1 項第 9 号及び第 12 号の規定にかかわらず、第 1 項第 12 号の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金相当額の全部を県に納付したと認められる場合は、第 1 項第 9 号及び第 12 号の規定は当該取得財産等については適用しない。

(14) 補助事業者は、間接補助事業に関して、取組主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の補助金相当額を県に返還しなければならない。

（交付申請書）

第 4 規則第 3 条第 1 項の規定による補助金交付申請書は、別記第 1 号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第 1 号様式の 2 の補助金変更交付申請書によるものとするが、第 5 の規定により補助金変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各取組主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

（変更の承認申請）

第 5 第 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更の範囲）

第 6 第 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第 7 第 3 第 1 項第 3 号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 15 日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第 8 第 3 第 1 項第 4 号の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（申請の取下げ）

第 9 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

第 10 規則第 10 条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記第 4 号様式により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 10 日までに知事に提出して行うものとする。

ただし、第 18 に定める概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 前項の規定による報告のほか、知事は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告書)

第 11 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 5 号様式のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。
- 3 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 10 日までに別記第 6 号様式により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 4 第 4 第 2 項ただし書により交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 5 第 4 第 2 項ただし書により交付の申請を行い、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した各取組主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 7 号様式による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

また、補助事業者及び取組主体の長は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（規則第 13 条の規定による確定をいう。）の日の翌年 5 月末までに同様式により県知事に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第 12 知事は、第 11 第 1 項による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 13 補助事業者は、第 12 第 1 項による額の確定を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事業がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 11 第 1 項の規

定に準じて提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第12第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第12第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第14 知事は、第7の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本交付要綱又は法令若しくは本交付要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 取組主体が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 取組主体が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付させるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12第3項の規定を準用（括弧書きを除く。）する。

(取得財産の処分の制限)

第15 規則第19条第4号に規定する財産は、事業により取得した価格又は効用の増加価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載している場合は、交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた

収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

(補助金の経理)

第 16 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収支及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第17に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第 17 補助事業者（地方公共団体の場合に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付等要綱別記様式第10号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(概 算 払)

第 18 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合において、当該概算払を受けた補助金の額を遅延なく取組主体に交付しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第 19 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き所轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(雑 則)

第 20 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和7年1月16日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和8年3月30日から施行し、令和8年1月7日から適用する。

別表 交付基準

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金	<p>1 事業費 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱(令和7年1月16日付け6農産第3345号。以下「交付等要綱」という。)に基づいて行う取り組みのために必要な経費に対し市町村が補助するのに要する経費 (取組内容は別紙のとおり)</p> <p>(1) 共同利用施設の再編集約・合理化に要する経費</p> <p>(2) 再編集約・合理化の更なる加速化に要する経費</p>	<p>定額(1/2 以内)</p> <p>定額(1/6 以内)</p>	<p>1 1, 2 相互間における経費の増減</p> <p>2 補助率の異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 取組主体の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 経費の欄に掲げる1及び2のそれぞれの経費の事業費の30%を超える増、又は国庫補助金の増</p> <p>4 経費の欄に掲げる1及び2のそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
	<p>2 附帯事務費 市町村が1の経費にかかる事業の実施に関し、指導監督等に要する経費</p>	<p>定額(1/2 以内)</p>		

取組内容(メニュー)	交付率
<p>1 共同利用施設の再編集約・合理化</p> <p>(1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設 (12) 油糧作物処理加工施設 (13) バイオディーゼル燃料製造供給施設 (14) 農業廃棄物処理施設</p>	<p>1 / 2 以内 ただし、交付等要綱別記 1 に定める補助率以内とする。</p>
<p>2 再編集約・合理化の更なる加速化</p>	<p>1 / 6 以内 (国 : 1 / 12 以内、県 : 1 / 20 以内)</p> <p>① 交付等要綱の別記 1 の第 11 の 2 のうち別紙 4 の 2 の合計ポイントが 20 ポイント以上の場合、1 に加え、1 / 10 以内で補助する。</p> <p>② 交付等要綱の別記 1 の第 11 の 2 のうち別紙 4 の 2 の合計ポイントが 25 ポイント以上、かつ地域計画の推進に向けて、当該取組実施計画の主な受益地がある市町村と取組主体において地域計画の推進に向けた覚書を締結している又は取組主体が当該取組計画の主な受益地がある市町村の地域計画において整備する施設の掲載がされている場合、1 に加え、1 / 6 以内で補助する。</p> <p>国費による補助は、県費 (他の県事業を含む) と市町村費を合わせた額と同額とする。</p> <p>また、本事業の県費上限は、事業計画ごとに 5 千万円とする。</p> <p>【市町村附帯事務費】 1 / 2 以内 附帯事務費に対する補助金の額は、補助対象となる事業に要する総事業費に 0.5% を乗じて得た額に対して 1/2 以内。</p>

別記第1号様式（各共通）

（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

令和 年度において別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

- (注) 1 申請書記載中の「別紙」は、「別記第1号様式の別紙」及びその他必要な書類をいう。
- 2 「関係書類」として、所要の関係書類のほか、別紙「総括表」及び別表の「納税対応状況確認表」も添付すること。

総括表（計画・実績）

（ 新潟県〇〇市町村 令和〇年度 ）

新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金

（単位：円）

	交付率			事業費	事業費				附帯事務費		総計		備考	
	国費	県費	市町村費		国費	県費	市町村費	その他	国費	市町村費	国費			
共同利用施設の再編集約・合理化														
再編集約・合理化の更なる加速化														
再編集約・合理化の更なる加速化														
再編集約・合理化の更なる加速化の強化														

(様式A)第1号様式の別紙

I 事業の目的 区 分 :

II 事業の内容及び計画(又は実績)

1 対象となる事業の内容等

(1) 事業費

第1号様式の別紙(A-1)のとおり

(別紙様式)事業を行うに当たって金融機関から融資を受けるために補助対象物件を担保に供する場合の内訳書

事業概要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容					
	取組主体名	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額(円)	償還年数	その他

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		国費	県費	市町村費	
合計					

(注)1 事業内容欄は、生産局長が別に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。

2 事務費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D) + (E)+(F)+(G)	事業に要する 経費(又は要し た経費) (A)+(B)+(C)	負 担 区 分				備 考
			国費 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
共同利用施設の再編集約・合理化	円	円	円	円	円	円	
ア 事業費							
イ 附帯事務費							
合 計							

区 分	事業に要する経費(又 は要した経費) (E)+(F)	負 担 区 分			備 考
		国費 (E)	県費 (F)	市町村費 (G)	
再編集約・合理化の更なる加速化	円	円	円	円	
ア 事業費					
合 計					

Ⅳ 事業完了予定(完了)年月日

令和 年 月 日

注) 「事業完了予定(又は完了)年月日」は、間接補助事業において取組主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡し完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

V 収支予算(又は精算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
国 費					
県 費					
市町村費					
その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金					
ア 事業費					
イ 事業費補助					注)間接補助金の交付完了 年 月 日
合 計					

注1 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際、備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

注2 「事業費」欄は、交付申請者が取組主体の場合に記載し、市町村が取組主体に交付する場合は「事業費補助」欄に記入すること。

VI 添付書類

市町村の本交付金の交付に関する規程又は要綱

実績報告の際は、以下の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。

なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。

1 財産管理台帳(別記 財産管理台帳)の写し

2 事業実績内訳明細書(様式別紙)

A-1の別紙 「第1号様式の別紙（A-1）」の備考欄記載事項

1 補助率

(単位：円)

No	取組主体名	負担区分	補助率			事業費	補助金			
			国費	県費	市町村費		補助金	都道府県費	市町村費	その他
1	●●農業協同組合	共同利用施設の再編集約・合理化	1/2以内	-		132,000,000	60,000,000	0	0	52,000,000
		再編集約・合理化の更なる加速化	1/12以内	1/20以内			10,000,000	6,000,000	4,000,000	
		計				132,000,000	70,000,000	6,000,000	4,000,000	52,000,000
2										

2 交付決定前着手届の提出状況

No	県への届出年月日等	取組主体名	着手（又は着手予定）年月日	備考
1	R●.●.●付け●●第●●号	●●農業協同組合	R●.●.●	
2				

3 事業費及び消費税等(仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合)

(単位：円)

No	事業実施主体名	負担区分	事業費に対する率			備考			
			うち国費	うち県費	うち市町村費	除税額	うち国費	うち県費	うち市町村費
1	●●農業協同組合	共同利用施設の再編集約・合理化	/	/	/	/	/	/	/
		再編集約・合理化の更なる加速化	/	/	/	/	/	/	/
		計	0.58333	0.05	0.03333	12,000,000	6,999,960	600,000	399,960
2									

別紙(A-2) 市町村附帯事務費内訳明細書

事業内容	事業費	負担区分		備考
		交付金	市町村費	
	円	円	円	
賃金	0	0	0	
旅費	0	0	0	
需用費	0	0	0	
役務費	0	0	0	
使用料及び賃借料	0	0	0	
共済費	0	0	0	
報償費	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	
	0	0	0	

注1 旅費は、備考欄に積算根拠を記載すること。

工事雑費内訳明細書

メニュー名 (取組名)	取組主体名	工事雑費内訳			備考
		区分1	区分2	金額	
		報酬			
		賃金			
		共済費			
		需用費	消耗品費		内訳 ○○会議費 回数 回 人数 人
			燃料費		
			光熱水費		
			印刷製本費		
			広告費		
			修繕費		
			食糧費		
		小計			
		役務費	通信運搬費		
			手数料		
			筆耕翻訳料		
			雑役務費		
		小計			
		委託費			
		旅費			内訳 ○○会議出席 回数 回 人数 人 ○○指導 回数 回 人数 人
		使用料及び賃借料			
		備品購入費			
		公課費			
		代行施行管理料			
		合計			

注1 補助対象事業、事業主体、工種又は施設区分ごとに記入する。

注2 各事業の用途基準に応じて、適宜修正のうえ記載すること。

別記第1号様式の別表(関係書類)

取組主体における消費税等の納税対応状況確認表

市町村名

取組主体名称	予定の納税対応(納税対応の実績)			確認	消費税等仕入控除税額	
	1 課税売上げなし				該当なし	
	2 市町村の一般会計					
	3 免税事業者					
	4 納税義務者	(1) 簡易課税制度採用者				
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超				
		(3) 一般の事業者又は公共法人等で特定収入割合が5%以下	ア 課税売上げ割合が95%未満	(ア) 一括比例配分方式		含む
				(イ) 個別対応方式	a 共通用	
					b 非課税売上げ用	
				c 課税売上げ用		あり
	イ 課税売上げ割合が95%以上					
備考	取組主体が異なるごとに上記を繰り返して記述する。					

- (注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。
- 2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3(※1)に掲げる法人又はみなし法人(※2)をいう。
- ※1 消費税法別表第3に掲げる法人(抜粋)
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合
- ※2 みなし法人
人格のない社団等のことで、法人でない社団(※3)又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- ※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
- 3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。
- 4 実績報告を提出するに当たっては、消費税等納税対応状況を確認した資料等の名称を備考欄に記載すること。(仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合を除く。)
なお、実績報告の提出時に資料等で確認できなかった場合は、確認予定年月及び資料等の名称を記載し、消費税等仕入控除税額が確定したときには、速やかに要綱第11の5の手続きを行うこと。

別記第1号様式の2（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
変更交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり変更して事業を実施したいので、補助金 円を金 円に変更交付されたく新潟県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容（別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。）

- (注) 1 変更事項ごとに変更後の計画を記載し（当初計画に変更のない項目は、当初計画を記載する）、その上段に変更に係る部分の当初計画を（ ）書きで記載すること。
- 2 変更設計書（設計図面を含む。）は、原則として新たに作成することとし、設計説明書、事業費内訳書及び工事費内訳書（工事費明細書を除く。）に変更がある場合は、当該変更のある部分について、その上段に当初計画を（ ）書きで記載すること。

別記第2号様式（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
変更承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、下記理由により変更承認を受けたく、新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う交付金 円の追加（減額）交付を併せて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容（別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。）

- （注）
- 1 変更事項ごとに変更後の計画を記載し（当初計画に変更のない項目は、当初計画を記載する。）、その上段に変更に係る部分の当初計画を（ ）書きで記載すること。
 - 2 変更設計書（設計図面を含む。）は、原則として新たに作成することとし、設計説明書、事業費内訳書及び工事費内訳書（工事費明細書を除く。）に変更がある場合は、当該変更のある部分について、その上段に当初計画を（ ）書きで記載すること。
 - 3 交付金の追加（減額）交付を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。

別記第3号様式（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認を受けたく、新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱第7の規定により申請します。

記

- 1 事業中止（廃止）の理由
- 2 事業中止（廃止）しようとする以前の遂行状況
 - (1) 事業

- (2) 経費
 - ア 経費の支出状況

交付決定額	月 日現在 支出済額		残 額		支出予定額		中止（廃止）に 伴う不用額		備 考
	補助事業に 要した経費	補助金 の 額	補助事業に 要する経費	補助金 の 額	補助事業に 要する経費	補助金 の 額	補助事業に 要する経費	補助金 の 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	

イ 支出額及び支出予定額の明細

経費の配分	左の内訳費目	補助事業に要 する経費	補助金の額	補助事業に要する経費の支出基礎 (名称・数量・単価等)
		円	円	※ 支出済額と支出予定額に区分して記載すること。

別記第4号様式
(地域振興局 経由)

令和 年度新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付
金事業について、事業遂行状況を新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助
金交付要綱第10の規定により下記のとおり報告します。

記

別紙のとおり

(単位：千円、%)

補助金 区 分	事 業 種 目	取組主体	計 画 事業費 A	補助金 交 付 決定額	事 業 の 遂 行 状 況					備 考
					12月31日までに完了したもの			残 事 業		
					事業費 B	出来高比率 B/A(%)	着 工 年月日	事業費 (A-B)	完了予定 年月日	

- (注) 1 補助金区分欄には、新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金を記載すること。
 2 事業種目欄には、交付等要綱別表2の経費の欄の事業及び交付等要綱別紙2に定める「施設」を記載すること。
 3 事業費欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記第5号様式（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
実績報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事

様

補助事業者名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金事業
について、別紙のとおり事業を実施したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、
その実績を報告します。

なお、併せて精算金 円の交付を請求します。

- (注) 1 補助金の精算交付が不要の場合は、「なお書き」を削除すること。
- 2 別記第1号様式に準じて関係書類を作成し添付し、軽微な変更があった場合は変更部分を
2段書きし、変更前を（ ）書きで上段に記載する。
なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、別記様式第1号
の記のV-2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 以下の資料を添付すること。ただし、(1)の添付を原則とすること。なお、これらにより難
い場合には、(2)のみの添付も可能とする。
- (1) 財産管理台帳の写し
(2) 事業実績内訳明細書（様式別紙）

(別紙)

財産管理台帳

取組主体名: _____

市町村名: _____

地区名		〇〇地区		事業実施年度		令和〇年度		農林水産省所管補助金名				処分制限期間		処分の状況		備考	
事業の内容						工期		経費の配分(円)				耐用年数		処分の状況			
共同利用施設名称	事業種目	取組主体	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分期限 年月日	承認 年月日		処分の内容
									国庫補助金	県費	市町村費	その他					
計																	
計																	
合計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 また、補助対象物件を担保に供し、融資を受ける旨交付申請と併せて承認を受けている場合は、備考欄に「担保提供」と「抵当権の設定権者の名称」を記入すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
 6 国補事業と併せて、県の補助金により事業を実施している場合には、国補事業名の下段に県事業名を記入すること。
 7 各財産の負担区分において、「協働利用施設の再編集約・合理化」と「再編集約・合理化のさらなる加速化」ごとの内訳を記載すること。
 8 財産管理台帳は、処分制限期間を経過しない場合において、事業計画書やその他関係書類と併せて整備・保管すること。

(別紙)

事業実績内訳明細書

政策目的	補助根拠	交付先名	施設等区分	交付率	事業費 (円)	負担区分(円)				備考
						国費	県費	市町村費	その他	
計										
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、取組主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、取組内容ごとに計を設けること。
- 2 施設等区分の欄は、交付等要綱別紙2に定める「施設」欄の内容を記入すること。
- 3 補助根拠の欄は、法律補助の場合「法律」と記入し、それ以外は「予算」と記入すること。
- 4 備考の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 併せて、交付決定前に着手・着工した場合にあっては、備考欄に着手・着工日を記入すること。
- 5 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

令和 年度新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住所
団体名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱第11第3項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	事業費(A)	補助金額	(A)のうち 年度内支払 済額	概算払 受入済額	事業費	補助金額	
共同利用施設の再 編集約・合理化 附帯事務費	円	円	円	円	円	円	
合 計							

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	事業費(A)	補助金額	(A)のうち 年度内支払 済額	概算払 受入済額	事業費	補助金額	
再編集約・合理化 の更なる加速化	円	円	円	円	円	円	
合 計							

(注1) 本様式は、年度内に交付事業等が完了しなかった場合に提出するものとする。

(注2) 年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

令和 年度新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業について、新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱第11第5項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|-------|---|
| 1 | 新潟県補助金等交付規則第13条に基づく確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| | | うち国費分 | 円 |
| | | うち県費分 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| | | うち国費分 | 円 |
| | | うち県費分 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| | | うち国費分 | 円 |
| | | うち県費分 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |
| | | うち国費分 | 円 |
| | | うち県費分 | 円 |

注 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

注 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

注 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・取組主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

[添付資料]

- ・その他参考となる資料

(注) 交付要綱第 11 の規定による実績報告を提出した後において、消費税等の申告により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（交付要綱第 4 の 2 の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告すること。

また、交付要綱第 11 の 5 の規定により、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定（規則第 13 条の規定による確定をいう。）の日の翌年 5 月末日までに報告すること。

別記第8号様式（地域振興局 経由）

令和 年度新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
概算払請求書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記交付金について、下記により金 円を概算払により交付されるよう請求します。
また、併せて、令和 年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

補助金 区 分	事 業 種 目	取組主体	事業費 A	交付金 交 付 決 定 額 B	既 受 領 額		今 回 請 求 額		出 来 高 月 日 現 在		残 高 B-(C+D)	しゅん 工 予 定 年 月 日	備 考
					金額 C	C/B %	金額 D	D/B %	事業費 E	E/A %			
			円	円	円	%	円	%	円	%	円		
計													

- (注) 1 補助金区分欄には、新潟県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金を記載すること。
2 事業種目欄には、交付等要綱別表2の経費の欄の事業及び交付等要綱別紙2に定める「施設」を記載すること。
3 事業費欄には、事業の出来形を金額に換算した額を記載すること。